令 和 7 年 度



<u>大阪市総合教育センター</u> 受水槽清掃及び水質検査業務委託

仕 様 書

業務委託仕様書

1. 業務名称

大阪市総合教育センター 受水槽清掃及び水質検査業務委託

2. 履行場所

大阪市総合教育センター 大阪市天王寺区南河堀町 4-88

3. 担当窓口

大阪市総合教育センター 管理担当 電話番号 06-6718-7230

4. 履行期間

契約日から令和8年3月31日

5. 業務内容

本業務は、上記施設の受水槽清掃・水質検査業務を行うもので、本仕様書(仕様書に添付される書類を含む)、及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第4条に基づき業務を行うとともに、仕様書に記載されていない事項でも、保健衛生上必要と認められる軽微な作業は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

- 6. 清掃物件 受水槽 1基
 - ・有効容量 17.0 m³・総容量 24 m³ ・ 2 槽式 (タテ 4.0m×ヨコ 2.0m×タカサ 3.0m)
 - ・材質 ステンレス・設置場所 屋外 ・設置方法 床置

参考資料

別添1-受水槽廻り詳細図 別添2-取扱説明書(ステンレスパネルタンク) 別添3-取扱説明書(緊急遮断システム)

- 7. 実施時期(履行期限:令和8年3月31日まで)
 - (1) 受水槽清掃・・・年1回 (8月~3月中)
 - (2) 水質検査 ・・・年 2 回 1 回目 (8~9 月中 28 項目)

2回目(2~3月中 最大16項目・最小11項目)

※8階給湯室給水栓からの水質を指定(当該受水槽は6階から10階の受水槽のため)

- 8. 作業内容
 - (1) 清掃作業の項目
 - ①タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。なお、壁

面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行う。

- ②洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク周辺の清掃を行う。
- ③清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等がタンク内に流入しないようにする。

(2) 消毒作業の項目

- ①清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行う。
- ②消毒薬は、有効塩素 50~100 mg/1 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- ③消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、高圧洗浄機等を利用して消 毒薬を噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- ④消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排除する。
- ⑤消毒終了後は、タンク内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。

(3) その他項目

- ①消毒後の水洗い及びタンク内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも 30 分以上経過してから行う。
- ②清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき、適切に処理する。
- ③タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、水質検査及び残留塩素の測定を行う。なお、長期休止明けに利用する場合は、水質検査及び残留塩素の測定を行う。

9. 水質検査

「8. 作業内容」の作業終了後受水槽について、次の項目について、水質検査を行う。

1. 一般細菌	2. 大腸菌	3. 亜硝酸態窒素	4.硝酸態窒素及
			び亜硝酸態窒素
5.塩化物イオン	6.有機物(TOC)	7.pH値	8.味
9.臭気	10.色度	11.濁度	12.鉛及びその化
			合物
13.亜鉛及びその化	14.鉄及びその化合	15.銅及びその化合物	16.蒸発残留物
合物	物		
17.クロロホルム	18.ジブロモクロロ	19.ブロモジクロロメ	20.ブロモホルム
	メタン	タン	
21.総トリハロメタ	22.シアン化物イオ	23.臭素酸	24.クロロ酢酸
ン	ン及び塩化シアン		
25.ジクロロ酢酸	26.トリクロロ酢酸	27. ホルムアルデヒド	28. 塩素酸

10. 提出書類 ※所定の様式については、契約後データで提供する。

書式番号	書 類 名	部数	摘 要	
1	業務着手届	1	契約締結後すみやかに提出	
2 業務責任者届		1	業務着手届と同時に提出	
3	業務責任者調書	1	業務着手届と同時に提出	
4	作業担当者届	1	清掃作業前、速やかに提出	
5	業務完了届	1	業務完了後、速やかに提出	
	検便検査成績書	1	清掃作業前、速やかに提出	
	水質検査結果報告書	1	業務完了後、速やかに提出	
_	作業写真	1	業務完了届、添付して提出	

11. 作業実施における注意事項

- (1) 作業実施については、特に熟練された作業員を派遣するとともに、「業務責任者届」「業務責任者調書」「作業担当者届」及び当該作業担当者の「検便検査成績書」を提出し、承諾を得る。
- (2) 作業にかかる前に作業工程等を発注者の監督職員と十分打合せをするとともに、業務時間及び安全対策等について説明し、承諾を得る。給排水設備の配管、電気系統を事前に確認し熟知すること。
- (3) その他、発注者の監督職員の指示に従うこと。

12. 履行確認検査

業務が完了したときは、その場で発注者の監督職員の検査を受けるとともに、業務完了後速やかに「水質検査結果報告書」及び「現場写真(清掃前・清掃後)」を提出すること。

13. その他

- (1) 作業は通行人や通行車両、建造物等に損傷を与えないように安全処置を講じること。また、業務遂行については適切な安全対策を施し、業務遂行上の労働災害の適用については受注者の負担する保険とする。
- (2) 作業完了時は仮設物の撤去、後片付け及び清掃等を実施し、産業廃棄物等も適切に処理した上で、発注者の監督職員の承諾を得ること。
- (3) 仕様書に記載されていないもので、作業実施上必要と認められる軽微なものについては、 発注者の監督職員の指示により行い、契約金額の範囲内で実施すること。
- (4) 本仕様書に疑義がある場合は、事前に確認し、内容を熟知しておくこと。契約後の疑義は本市の解釈とする。

14. 問い合わせ先

〒543-0054 大阪市天王寺区南河堀町 4-88 みらい教育共創館 8 階 大阪市総合教育センター 管理担当 埜邉

TEL: 06-6718-7230 FAX: 06-6771-1650